

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会公開に関する規程

第1 趣旨

公正又は円滑な議事運営のために、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会設置要領（以下「要領」という。）第8の規定に基づき、ブロック別地区協議会（以下「地区協議会」という。）における、会議の公開について定める。

第2 会議の公開

- 1 地区協議会の会議は、以下の場合を除き、原則として公開するものとする。
 - (1) 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると会長が認める場合
 - (2) 要領第5に定める協議事項のうち、路線の休廃止について協議する場合
- 2 会議の公開は、希望する者に傍聴を認める方法により行うものとする。この場合において、会長は会議の秩序を維持するために必要な措置を取ることができるものとする。

第3 議事概要の公表

議事概要については、地区協議会の会議終了後、すみやかに県ホームページにて公表するものとする。ただし、地区協議会における結論が出ないときは、結論が出た後すみやかに県ホームページにて公表するものとする。

附 則

この規定は、平成30年5月30日から施行する。